(その1)

収支報告書

平成29年分
(　　開催分)

(ふりがな)　みやざわよういちこうえんかい

1 政治団体の名称　宮沢洋一後援会

2 主たる事務所の所在地　広島県福山市御船町2丁目2番26号

3 代表者の氏名　内海　康仁

4 会計責任者の氏名　保澤　宏行

事務担当者の氏名

有本　悦子

(電話)　084-923-5352

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	宮澤　洋一
公職の種類 (現職・候補者の別)	参議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

広島県選挙管理委員会 受付 30.5.31 時 分

整理解　リスト洩　資産　名記
101328　無　有

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	10,784,653
（前年からの繰越額）	92,653
（本年の収入額）	10,692,000
支　出　総　額	10,322,676
翌年への繰越額	461,977

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	9,050,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	9,050,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	9,050,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘要	金額	備考
1	会費	1,120,000	平成29年1月9日 新年互礼会(224名)
2	会費	260,000	平成29年2月11日 沼隈・内海合同新年互礼会
3	会費	182,000	平成29年2月12日 芦田後援会
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	1,562,000	
	1件10万円未満のもの	80,000	
	合計	1,642,000	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	900,000	H29/1/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
2	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	900,000	H29/2/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
3	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	900,000	H29/3/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
4	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	900,000	H29/4/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
5	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	900,000	H29/5/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
6	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	800,000	H29/6/9	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
7	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	800,000	H29/7/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
8	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	600,000	H29/8/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
9	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	600,000	H29/9/8	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
10	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	600,000	H29/10/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
11	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	600,000	H29/11/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
12	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	550,000	H29/12/8	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
13	(小計)	9,050,000				
14						
15						
	この頁の小計	9,050,000				

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
16						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	0				
	合計	9,050,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	6,652,695	0	
(2) 光熱水費	487,414	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	1,475,352	0	
小計	8,615,461	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,679,185	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	28,030	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,707,215	0	
合計	10,322,676		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ガス料金	26,889	H29/1/25	アストモスリテイリング(株) 中国カンパニー	広島県福山市御幸町中津原1702	
2	電気料金	30,306	H29/1/26	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
3	電気料金	31,300	H29/2/21	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
4	ガス料金	26,160	H29/2/27	アストモスリテイリング(株) 中国カンパニー	広島県福山市御幸町中津原1702	
5	ガス料金	29,497	H29/3/27	アストモスリテイリング(株) 中国カンパニー	広島県福山市御幸町中津原1702	
6	電気料金	29,206	H29/3/27	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
7	ガス料金	19,039	H29/4/25	アストモスリテイリング(株) 中国カンパニー	広島県福山市御幸町中津原1702	
8	電気料金	30,349	H29/4/27	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
9	電気料金	25,715	H29/5/26	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
10	電気料金	25,828	H29/6/26	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
11	電気料金	29,296	H29/7/26	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
12	電気料金	28,350	H29/8/28	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
13	電気料金	32,076	H29/9/26	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
14	電気料金	27,787	H29/10/26	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
15	電気料金	28,481	H29/11/27	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
	この頁の小計	420,279				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	ガス料金	21,335	H29/12/25	アストモスリテイリング(株) 中国カンパニー	広島県福山市御幸町中津原1702	
17	電気料金	26,840	H29/12/26	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4-33	
18						
	この頁の小計	48,175				
	その他の支出	18,960				
	合計	487,414				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	家賃	80,000	H29/1/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
2	家賃	80,000	H29/2/24	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
3	家賃	80,000	H29/3/24	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
4	家賃	80,000	H29/4/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
5	家賃	80,000	H29/5/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
6	家賃	80,000	H29/6/23	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
7	家賃	80,000	H29/7/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
8	家賃	80,000	H29/8/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
9	家賃	80,000	H29/9/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
10	家賃	80,000	H29/10/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
11	家賃	80,000	H29/11/24	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
12	家賃	80,000	H29/12/25	豊田國弘	広島県福山市御船町2-2-26	
13	郵便料金（レタックス）	11,248	H29/1/26	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
14	郵便料金（レタックス）	13,024	H29/2/27	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
15	郵便料金（レタックス）	14,208	H29/3/27	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
	この頁の小計	998,480				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	郵便料金（レタックス）	11,248	H29/6/26	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
17	新年互礼会郵便代	130,752	H29/12/19	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
18	新年互礼会郵便代	96,408	H29/12/21	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
19	郵便料金（レタックス）	12,762	H29/12/26	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
20	女性部ルピナスの会新年会案内	10,742	H29/12/26	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
21	宮沢洋一だより	45,360	H29/1/25	やまもと印刷	広島県福山市駅家町万能倉1313-1	
22	印刷代	11,880	H29/3/3	やまもと印刷	広島県福山市駅家町万能倉1313-1	
23						
	この頁の小計	319,152				
	その他の支出	157,720				
	合計	1,475,352				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 行事費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	新年互礼会（飲食代）	1,141,864	H29/1/26	(株)ベッセル　福山ニューキャッスルホテル	広島県福山市三之丸町8-16	
2	食品	14,755	H29/2/11	マックスバリュ西日本(株)ザ・ビッグ新市店	広島県福山市新市町大字戸手662	
3	食品	25,196	H29/2/12	マックスバリュ西日本(株)ザ・ビッグ新市店	広島県福山市新市町大字戸手662	
4	新年会　飲食代	80,000	H29/2/12	(有)かもめ荘	広島県福山市瀬戸町長和492	
5	オードブル・寿司	117,000	H29/2/13	(有)ふくだ家	広島県福山市芦田町福田735-16	
6	郵便代（緊急拡大役員会）	11,890	H29/9/25	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
7	会議室料・お茶	58,172	H29/10/26	(株)ベッセル　福山ニューキャッスルホテル	広島県福山市三之丸町8-16	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,448,877				
	その他の支出	30,308				
	合計	1,479,185				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	交際費	200,000	H29/9/27	自由民主党広島県支部連合会	広島県広島市中区大手町2丁目11-15	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	200,000				
	その他の支出	0				
	合計	200,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					購読費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	購読料（年間）	14,040	H29/2/27	ビジネス情報　中国情報出版(株)	広島県福山市東川口町2-1-18	
2	放送受信料	13,990	H29/10/26	日本放送協会	広島県福山市東桜町1-43	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	28,030				
	その他の支出	0				
	合計	28,030				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　5月　31日

政治団体の名称　宮沢洋一後援会

会計責任者の氏名　保澤　宏行　保澤

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書



平成30年5月30日

宮沢洋一後援会
代表　内海　康仁　殿

登録政治資金監査人　弓場秀俊
登　録　番　号　第3353号
研修終了年月日　平成22年2月5日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、宮沢洋一後援会の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、宮沢洋一後援会の主たる事務所と弓場税理士事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

宮沢洋一後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、宮沢洋一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上